

北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応について

呉市立吉浦中学校
呉市立吉浦小学校

1 始業前に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 登校前の児童生徒は、「自宅待機」とします。
- (2) 登校中またはすでに登校している児童生徒は、「別紙 3」の行動例を参考に対応します。
- (3) その後の緊急情報に応じて、次のようにします。
 - ア 「緊急情報 A」が発信された場合、「臨時休業」とします。
 - イ 「緊急情報 B」が発信されたら、1 時間後を目途に学校から「登校」もしくは「臨時休業」の連絡をします。ただし、その後「緊急情報 C」が発信されたら、その時点で「登校」とします。
 - ウ 「緊急情報 C」が発信されたら、その時点で「登校」とします。

2 始業後に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 「別紙 3」の行動例を参考に対応します。

3 下校中に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 「別紙 3」の行動例を参考に対応します。

- ※ 1 上記の緊急情報①と A・B・C については、「別紙 2」のとおりです。
- ※ 2 この対応は、広島県が対象となる場合で、呉市において J アラートと「防災行政無線放送」が連動して緊急情報が放送された場合（町内の行政無線で警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます）のものです。

なお、「吉浦小安心ネット」及び「吉浦中安心ネット」でも連絡を行います。

別紙 2 「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における J アラートによる情報伝達の流れ」

別紙 3 「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」

- ※ 「あじさい号」については、運行中に緊急情報①が発信された場合、最寄りの安全な場所（学校やバス停等）にバスを停止し、車内で姿勢を低くして、安全が確認できるまで待機させます。（小学校）